

深川市パブリックコメント手続の流れ

《実施機関》

市長（水道・病院含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

①政策等の案の策定

②政策等の案の公表

《公表内容》

- ・政策等の案
- ・作成した趣旨、目的、背景
- ・案の概要
- ・その他の必要事項

《対象》

- ・市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改廃
- ・市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ・市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であって、市民生活に重大な影響を与える条例の制定又は改廃（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く）
- ・上記のほか実施機関が特に必要と認めるもの

《適用除外》

- ・実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合
- ・実施機関が軽微なものであると認める場合
- ・実施機関に裁量の余地がない場合
- ・市民等の意見を聴取する手続が法令等に定められている場合
- ・市の附属機関等において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合

《公表方法》

- ・市公式ホームページへの掲載
- ・実施機関が指定する場所（担当所管課・支所等）での閲覧及び配布
- ・その他必要な方法

③意見等の募集（募集期間は30日程度）

《受付方法》

- ・指定場所での受理
- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール
- ・その他適当な方法

《提出できる方》

- ・市内に住所を有する者
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- ・市内の学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

《提出に際しての必要事項》

- ・個人は住所・氏名等を明記
- ・法人・団体は、住所・名称・代表者名等を明記
- ・口頭及び電話等では原則受け付けられないものとする。

④提出された意見等の取扱い

案に反映できない意見等

反映できない理由や考え方を整理

案に反映できる意見等

意見等に基づき案を修正

⑤政策等の最終的な意思決定

⑥意見等の検討結果の公表

《公表方法》

- ・市公式ホームページへの掲載
- ・実施機関が指定する場所（担当所管課・支所等）での閲覧及び配布
- ・その他必要な方法

《公表事項》

- ・提出された意見等の概要
- ・意見等に対する実施機関の考え方
- ・案を修正した場合は修正の内容